大臣官房官庁営繕部 各 課 長 各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 企 画 部 長 営 繕 部 長 営 繕 部 長 と 港湾空港部長 北 海 道 開 発 局 事業振興部長 営 繕 部 長

大臣官房技術調查課長大臣官房技術調查課長大臣官房官庁営繕部管理課長大臣官房官庁営繕部整備課長大臣官房官庁営繕部整備課長港湾局技術企画課長港湾局技術企画課長地海道局予算課長、公印省略)

「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」等の 一部改正について

地域維持型建設共同企業体及び復旧・復興建設工事共同企業体については、「共同企業体の在り方について」(昭和62年建設省中建審発第12号)並びに「地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」(平成23年12月9日付け国土入企第26号)及び「復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」(令和4年7月29日付け国不入企第24号)において各発注者向けに定められていることを踏まえ、その直轄工事における取扱い及び運用については、「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の運用について」(平成24年6月27日付け、国地契第19号、国官技第77号、国営計第39号、国港総第132号、国港技第32号、国北予第17号)及び「直轄工事における復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」(令和5年3月29日付け国会公契第46号、国官技第385号、国営管第652号、国営計第

185号、国港総第746号、国港技第137号、国北予第51号)において定めており、また、国土交通省の発注に係る建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについては、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号)に定めているところである。

今般、「地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」(平成23年12月9日付け国土入企第26号)及び「復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」(令和4年7月29日付け国不入企第24号)が改正され、共同企業体協定書の見直しがされたことを踏まえ、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号)、「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の運用について」(平成24年6月27日付け国地契第19号、国官技第77号、国営計第39号、国港総第132号、国港技第32号、国北予第17号)及び「直轄工事における復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」(令和5年3月29日付け国会公契第46号、国官技第385号、国営管第652号、国営計第185号、国港総第746号、国港技第137号、国北予第51号)について下記のとおり改正することとしたので通知する。

記

(建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについての一部改正)

1 「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12 月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号)の一部 を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改 正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部 分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 これを加える。

改 正 後	改正前
別紙1	別紙 1
○○設計共同体協定書	○○設計共同体協定書
第1条~第3条 (略)	第1条~第3条 (略)
(成立の時期及び解散の時期)	(成立の時期及び解散の時期)
第4条 共同体は、 <u>年</u> 月 日に成立し、○○	第4条 共同体は、 <u>令和 年</u> 月 日に成立し、
業務の委託契約の履行後 <u>○月</u> を経過するまでの	○○業務の委託契約の履行後○ヵ月を経過する
間は、解散することができない。	までの間は、解散することができない。

○の部分には、例えば3と記入する。 (注)

2 (略)

第5条・第6条 (略)

(代表者の権限)

し、共同体を代表してその権限を行うことを名 義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等 と折衝する権限並びに業務委託料(前払金及び 部分払金を含む。)の請求、受領及び共同体に 属する財産を管理する権限を有するものとす る。

2 (略)

第8条~第13条 (略)

第14条 (略)

2 (略)

いときは、運営委員会の決定に従うものとす る。

4 (略)

第15条~第17条 (略)

(解散後の契約不適合責任)

業務につき契約不適合があったときは、各構成 員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

第19条 (略)

共同体協定を締結したので、その証拠としてこの┃共同体協定を締結したので、その証拠としてこの 名押印し、各自所持するものとする。

(注)発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記 名押印に代わる措置を講じることでもよい。

(注) ○の部分には、例えば3と記入する。

2 (略)

第5条・第6条

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、○○業務の履行に関閉第7条 共同体の代表者は、○○業務の履行に関 し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等 と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務 委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請 求、受領及び共同体に属する財産を管理する権 限を有するものとする。

2 (略)

第8条~第13条 (略)

第14条 (略)

2 (略)

3 前2項に規定する責任について協議が整わな 3 前2項に規定する責任について協議がととの わないときは、運営委員会の決定に従うものと する。

4 (略)

第15条~第17条 (略)

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第18条 共同体が解散した後においても、当該 第18条 共同体が解散した後においても、当該 業務につきかしがあったときは、各構成員は共 同連帯してその責に任ずるものとする。

第19条 (略)

○○株式会社外○社は、上記のとおり○○設計 ○○株式会社外○社は、上記のとおり○○設計 協定書○通を作成し、各通に構成員が署名又は記┃協定書○通を作成し、各通に構成員が記名し、各 自所持するものとする。

(新設)

年 月 日	年 月 日
○○株式会社 代表取締役 <u>○ ○ ○ ○</u> <u>旬</u>	〇〇株式会社 代表取締役 <u>〇 〇 〇 〇</u>
○○株式会社 代表取締役 <u>○ ○ ○ ○</u> <u></u>	○○株式会社 代表取締役 <u>○ ○ ○ ○</u>
○○株式会社 代表取締役 <u>○ ○ ○ ○</u> <u>⑩</u>	○○株式会社 代表取締役 <u>○ ○ ○ ○</u>
○○設計共同体協定書第8条に基づく協定書	○○設計共同体協定書第8条に基づく協定書
(略)	(略)
○○設計株式会社外○社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印して各自所持するものとする。 (注)発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることでもよい。	○○設計株式会社外○社は、上記のとおり分担 業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書○ 通を作成し、各通に構成員が <u>記名</u> して各自所持す るものとする。 (新設)
年 月 日 ○○設計共同体 代表者 ○○株式会社 代表取締役 <u>○○○○</u> ○○株式会社 代表取締役 <u>○○○○</u>	
(直轄工事における地域維持型建設共同企業)	************************************

2 「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の運用について」(平成24年6月27日 付け国地契第19号、国官技第77号、国営計第39号、国港総第132号、国港技第32号、国 北予第17号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改 正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部 分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 これを加える。

改正後 改正前 別添1

別添1

○○地域維持型建設共同企業体協定書(甲)

○○地域維持型建設共同企業体協定書(甲)

第1条~第3条 (略)

第1条~第3条 (略)

(成立の時期及び解散の時期)

(成立の時期及び解散の時期)

- 域維持工事の請負契約の履行後○月を経過する までの間は、解散することができない。
- 第4条 当企業体は、○年○月○日に成立し、地 第4条 当企業体は、令和○年○月○日に成立 し、地域維持工事の請負契約の履行後〇箇月を 経過するまでの間は、解散することができな V,
- 2 地域維持工事を請け負うことができなかった 2 地域維持工事を請け負うことができなかつた ときは、当企業体は、前項の規定にかかわら ず、当該地域維持工事に係る請負契約が締結さ れた日に解散するものとする。
 - ときは、当企業体は、前項の規定にかかわら ず、当該地域維持工事に係る請負契約が締結さ れた日に解散するものとする。

第5条~第7条 (略)

第5条~第7条 (略)

(構成員の出資の割合等)

(構成員の出資の割合等)

- 第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次の┃第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次の とおりとする。ただし、当該地域維持工事につ いて発注者と契約内容の変更増減があっても、 構成員の出資の割合は変わらないものとする。
 - とおりとする。ただし、当該地域維持工事につ いて発注者と契約内容の変更増減があつても、 構成員の出資の割合は変わらないものとする。
 - ○○建設株式会社 ○○%

○○建設株式会社 ○○%

○○建設株式会社 00%

- ○○建設株式会社 00%
- 2 金銭以外のものによる出資については、時価 2 金銭以外のものによる出資については、時価 を参酌のうえ構成員が協議して評価するものと する。
 - を参しやくのうえ構成員が協議して評価するも のとする。

(運営委員会)

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委 員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の 基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の 決定その他の当企業体の運営に関する基本的か つ重要な事項について協議の上決定し、地域維 持工事の完成に当るものとする。

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委 員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の 基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の 決定その他の当企業体の運営に関する基本的か つ重要な事項について協議の上決定し、地域維 持工事の完成に当るものとする。

第 10 条 (略)

第 10 条 (略)

(取引金融機関)

(取引金融機関)

し、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別 口預金口座によって取引するものとする。

第 12 条~第 15 条 (略)

(工事途中における構成員の脱退に対する措置) 第 16 条 (略)

2 · 3 (略)

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際 行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を 生じた場合には、脱退した構成員の出資金から 構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額 を控除した金額を返還するものとする。

(略)

第16条の2・第17条 (略)

(代表者の変更)

第 17 条の2 代表者が脱退し若しくは除名され 第 17 条の2 代表者が脱退し若しくは除名され た場合又は代表者としての責務を果たせなく なった場合においては、従前の代表者に代え て、他の構成員全員及び発注者の承認により残 存構成員のうちいずれかを代表者とすることが できるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該 第 18 条 当企業体が解散した後においても、当 地域維持工事につき契約不適合があったとき は、各構成員は共同連帯してその責に任ずるも のとする。

第 19 条 (略)

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり○○ ○○建設株式会社外○社は、上記のとおり○○ 地域維持型建設共同企業体協定を締結したので、■地域維持型建設共同企業体協定を締結したので、 その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に「その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に 構成員が署名又は記名押印し、各自所持するもの 構成員が 記名し、各自所持するものとする。 とする。

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行と 第 11 条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行 とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の 別口預金口座によつて取引するものとする。

第 12 条~第 15 条 (略)

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 (略)

2 • 3 (略)

行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を 生じた場合には、脱退した構成員の出資金から 構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額 を控除した金額を返還するものとする。

5 (略)

第16条の2・第17条 (略)

(代表者の変更)

た場合又は代表者としての責務を果たせなくな つた場合においては、従前の代表者に代えて、 他の構成員全員及び発注者の承認により残存構 成員のうちいずれかを代表者とすることができ るものとする。

(解散後の契約不適合責任)

該工事につき契約不適合があつたときは、各構 成員は共同連帯してその責に任ずるものとす る。

第 19 条 (略)

(注)発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記 名押印に代わる措置を講じることでもよい。

年 月 日

○○建設株式会社

代表取締役○ ○ ○ ○ 回

○○建設株式会社

代表取締役○ ○ ○ ○ 回

(新設)

年 月 日

○○建設株式会社

代表取締役○○○○

○○建設株式会社

代表取締役○ ○ ○ ○

別添2

○○地域維持型建設共同企業体協定書(乙)

第1条~第3条 (略)

(成立の時期及び解散の時期)

- 域維持工事の請負契約の履行後○月を経過する までの間は、解散することができない。
- 2 地域維持工事を請け負うことができなかった 2 地域維持工事を請け負うことができなかつた ときは、当企業体は、前項の規定にかかわら ず、当該地域維持工事に係る請負契約が締結さ れた日に解散するものとする。

第5条・第6条 (略)

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、地域維持工事の施 第7条 当企業体の代表者は、地域維持工事の施 工に関し、当企業体を代表してその権限を行う ことを名義上明らかにした上で、発注者及び監 督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払 金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当 企業体に属する財産を管理する権限を有するも のとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の工事の分担は、次のとおりと 第8条 各構成員の工事の分担は、次のとおりと する。ただし、分担工事の一部につき発注者と

別添2

○○地域維持型建設共同企業体協定書(乙)

第1条~第3条 (略)

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、○年○月○日に成立し、地【第4条 当企業体は、令和○年○月○日に成立 し、地域維持工事の請負契約の履行後○箇月を 経過するまでの間は、解散することができな V)
 - ときは、当企業体は、前項の規定にかかわら ず、当該地域維持工事に係る請負契約が締結さ れた日に解散するものとする。

第5条・第6条 (略)

(代表者の権限)

工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監 督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をも つて請負代金(前払金及び部分払金を含む。) の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理 する権限を有するものとする。

(分担工事額)

する。ただし、分担工事の一部につき発注者と

契約内容の変更増減があったときは、それに応 じて分担の変更があるものとする。

○○工事

○○建設株式会社

○○工事

〇〇建設株式会社

2 (略)

(運営委員会)

員会を設け、地域維持工事の完成に当るものと する。

第10条 (略)

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行と 第 11 条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行 し、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別 口預金口座によって取引するものとする。

第 12 条・第 13 条 (略)

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 (略)

(略)

3 前二項に規定する責任について協議が<u>整わな</u>3 前二項に規定する責任について協議が<u>ととの</u> いときは、運営委員会の決定に従うものとす る。

4 (略)

第 15 条~第 17 条 (略)

(解散後の契約不適合責任)

該地域維持工事につき契約不適合があったとき は、各構成員は共同連帯してその責に任ずるも のとする。

第 19 条 (略)

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり○○ ○○建設株式会社外○社は、上記のとおり○○

契約内容の変更増減があつたときは、それに応 じて分担の変更があるものとする。

○○工事

○○建設株式会社

○○工事

〇〇建設株式会社

2 (略)

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委 員会を設け、地域維持工事の完成に当るものと する。

第10条 (略)

(取引金融機関)

とし、<u>代表者の名義により設けられた</u>別口預金 口座によつて取引するものとする。

第 12 条・第 13 条 (略)

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 (略)

2 (略)

わないときは、運営委員会の決定に従うものと する。

4 (略)

第 15 条~第 17 条 (略)

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当 第 18 条 当企業体が解散した後においても、当 該<u>工事</u>につき契約不適合が<u>あつた</u>ときは、各構 成員は共同連帯してその責に任ずるものとす る。

第 19 条 (略)

地域維持型建設共同企業体協定を締結したので、 その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に その証拠としてこの協定書○通を作成し各通に構 構成員が署名又は記名押印し、各自所持するもの成員が記名し、各自所持するものとする。 とする。

(注)発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記 名押印に代わる措置を講じることでもよい。

月

○○建設株式会社

代表取締役○ ○ ○ ○ ᡚ

○○建設株式会社

代表取締役○ ○ ○ ○ 回

○○地域維持型建設共同企業体協定書第8条 に基づく協定書

(略)

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり分担 ○通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印 して各自所持するものとする。

(注)発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記 名押印に代わる措置を講じることでもよい。

年月日

○○地域維持型建設共同企業体

代表者 ○○建設株式会社代表取締役○○○○回

○○建設株式会社代表取締役○○○○◎

地域維持型建設共同企業体協定を締結したので、

(新設)

月 日

○○建設株式会社

代表取締役○○○○

○○建設株式会社

代表取締役○○○○

○○地域維持型建設共同企業体協定書第8条 に基づく協定書

(略)

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり分担 工事額を定めたので、その証拠としてこの協定書 ■工事額を定めたので、その証拠としてこの協定書 ○通を作成し、各通に構成員が記名して各自所持 するものとする。

(新設)

年月日

○○地域維持型建設共同企業体

代表者 ○○建設株式会社代表取締役○○○○

○○建設株式会社代表取締役○○○

(直轄工事における復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについての一部改正)

「直轄工事における復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」(令和5年3 月29日付け国会公契第46号、国官技第385号、国営管第652号、国営計第185号、国港総 第746号、国港技第137号、国北予第51号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改 正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部 分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 これを加える。

改正後

改正前

- 4. 登録
- (1) · (2) (略)
- (3) 協定書

復旧・復興建設工事共同企業体協定書 (甲、乙) については、別添1及び別添2の とおりとする。

別添1

○○復旧·復興建設工事共同企業体協定書(甲)

第1条~第3条 (略)

(成立の時期及び解散の時期)

- の存続期間は、1年とする。ただし、1年を経 過しても当企業体に係る復旧・復興工事の請負 契約の履行後○月を経過するまでの間は解散す ることができない。
- 2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を<u>得</u>2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を<u>え</u> て、これを延長することができる。

第5条~第7条 (略)

(構成員の出資の割合等)

第8条 (略)

を参酌のうえ構成員が協議して評価するものと する。

第9条~第17条の2 (略)

(解散後の契約不適合責任)

該復旧・復興工事につき契約不適合があったと きは、各構成員は共同連帯してその責に任ずる ものとする。

第19条 (略) 4. 登録

 $(1) \cdot (2)$ (略)

(3) 協定書

復旧・復興建設工事共同企業体協定書 (甲、乙) については、別添のとおりとす る。

別添

○○復旧·復興建設工事共同企業体協定書(甲)

第1条~第3条 (略)

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、○年○月○日に成立し、そ【第4条 当企業体は、○年○月○日に成立し、そ の存続期間は、1年とする。ただし、1年を経 過しても当企業体に係る復旧・復興工事の請負 契約の履行後○箇月を経過するまでの間は解散 することができない。
 - て、これを延長することができる。

第5条~第7条 (略)

(構成員の出資の割合等)

第8条 (略)

2 金銭以外のものによる出資については、時価 2 金銭以外のものによる出資については、時価 を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するも のとする。

第9条~第17条の2 (略)

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当 第 18 条 当企業体が解散した後においても、当 該工事につき契約不適合があったときは、各構 成員は共同連帯してその責に任ずるものとす る。

> (略) 第 19 条

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり○○ 復旧・復興建設共同企業体協定を締結したので、■復旧・復興建設共同企業体協定を締結したので、 その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に 構成員が署名又は記名押印し、各自所持するもの構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。 とする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記 名押印に代わる措置を講じることでもよい。

(略)

○○復旧・復興建設共同企業体協定書第8条 に基づく協定書

(略)

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり出資 の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書○ の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書○ て各自所持するものとする。

(注)発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記 名押印に代わる措置を講じることでもよい。

(略)

別添2

○○復旧·復興建設工事共同企業体協定書(乙)

第1条~第3条 (略)

(成立の時期及び解散の時期)

- の存続期間は、1年とする。ただし、1年を経 過しても当企業体に係る復旧・復興工事の請負 契約の履行後○月を経過するまでの間は解散す ることができない。
- て、これを延長することができる。

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり○○

(新設)

(略)

○○復旧·復興建設共同企業体協定書第8条 に基づく協定書

(略)

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり出資 通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し┃通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所 持するものとする。

(新設)

(略)

別添

○○復旧・復興建設工事共同企業体協定書(乙)

第1条~第3条 (略)

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、○年○月○日に成立し、そ 第4条 当企業体は、○年○月○日に成立し、そ の存続期間は、1年とする。ただし、1年を経 過しても当企業体に係る復旧・復興工事の請負 契約の履行後○箇月を経過するまでの間は解散 することができない。
- 2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得 2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえ て、これを延長することができる。

第5条・第6条 (略)

(代表者の権限)

施工に関し、当企業体を代表してその権限を行 うことを名義上明らかにした上で、発注者及び 監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前 払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び 当企業体に属する財産を管理する権限を有する ものとする。

第8条~第10条 (略)

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行 第 11 条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行 とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の 別口預金口座によって取引するものとする。

第12条・第13条 (略)

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 (略)

2 (略)

3 前二項に規定する責任について協議が整わな 3 前二項に規定する責任について協議がととの いときは、運営委員会の決定に従うものとす る。

4 (略)

第15条・第16条 (略)

る処置)

事の工事途中において破産又は解散した場合に おいては、残存構成員が共同連帯して当該構成 員の分担工事を完成するものとする。

2 (略)

第5条・第6条 (略)

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の 第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の 施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び 監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義を もって請負代金(前払金及び部分払金を含 む。) の請求、受領及び当企業体に属する財産 を管理する権限を有するものとする。

第8条~第10条 (略)

(取引金融機関)

とし、代表者の名義により設けられた別口預金 口座によって取引するものとする。

第12条・第13条 (略)

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 (略)

2 (略)

わないときは、運営委員会の決定に従うものと する。

4 (略)

第 15 条・第 16 条 (略)

(工事途中における構成員の破産又は解散に対す

■ (工事途中における構成員の破産または解散に対す) する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが復旧・復興工▋第 17 条 構成員のうちいずれかが復旧・復興工 事の工事途中において破産または解散した場合 においては、残存構成員が共同連帯して当該構 成員の分担工事を完成するものとする。

2 (略)

(解散後の契約不適合責任)

該復旧・復興工事につき契約不適合があったと きは、各構成員は共同連帯してその責に任ずる ものとする。

第19条 (略)

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり○○ ○○建設株式会社外○社は、上記のとおり○○ 復旧・復興建設共同企業体協定を締結したので、┃復旧・復興建設共同企業体協定を締結したので、 構成員が署名又は記名押印し、各自所持するもの成員が記名捺印し、各自所持するものとする。 とする。

(注)発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記 名押印に代わる措置を講じることでもよい。

(略)

○○復旧·復興建設共同企業体協定書第8条 に基づく協定書

(略)

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり出資 通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し て各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記 名押印に代わる措置を講じることでもよい。

(略)

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当 第 18 条 当企業体が解散した後においても、当 該工事につき契約不適合があったときは、各構 成員は共同連帯してその責に任ずるものとす る。

> 第19条 (略)

その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に その証拠としてこの協定書○通を作成し各通に構

(新設)

(略)

○○復旧・復興建設共同企業体協定書第8条 に基づく協定書

(略)

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり出資 の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書○ の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書○ 通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所 持するものとする。

(新設)

(略)